

7 鎌介第 3784 号

令和 7 年 12 月 3 日

鎌倉市指定介護保険事業者 管理者様

鎌倉市健康福祉部介護保険課長

指定介護保険事業者の休止期間に対する取扱いについて（通知）

日頃から本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、近年指定介護保険事業者からの無期限の休止届が増えてきており、介護保険事業計画の執行に影響を与えることが懸念されることから、介護保険運営協議会にて協議の結果、令和 7 年 10 月 1 日から休止期間に上限を設定することにしました。

具体的には、休止期間は原則 6 か月とし、延長は最大 6 か月までとします。休止期間が 12 か月を超える場合には原則廃止とし、廃止届を求めますが、やむを得ない場合（建替、資格取得など事前に休止期間が確定しているものなど）は休止として取り扱うことも可能ですので、事前にご相談ください。

なお、現在休止扱いとなっている事業所については、届出内容の期間を適用とし、本適用外とします。

また、再開をする際には 10 日以内に再開届の提出が必要です

不明点等がありましたら、お問い合わせいただきますよう、よろしく願いいたします。

【事務担当】

鎌倉市健康福祉部介護保険課

電話： 0467-61-2310

Mail:kaigo@city.kamakura.kanagawa.jp